

## 起草委員会の検討結果について

### 1 「(仮称)宮っ子の誓い」制定の意義

宇都宮市は、市民と行政が共有する人づくりの指針となる「宮っこ未来ビジョン」を平成17年に策定した。このビジョンでは、幼児期から青年初期など子ども時代の「人づくり」が、人の一生に大きな影響を与えることから、問題の予防的解決にも視点が当てられている。とりわけ、「他を理解し共に生きようとする態度」や「社会生活をする上でのルールなどを守る姿勢」など生きる上での基本である「社会性」や「規範意識」は、特に人格の基礎が培われる幼児期から青年初期に身に付けることができれば、社会生活や職業生活の中で十分に生かすことができるものとしている。

このようなことから、特に人格の基礎が培われる、幼児期から青年初期（18歳まで）において、生きる上での基本である「社会性」や「規範意識」を身につけるため、日常生活の中で、子どもたち自らが実践できる行動規範となるとともに、学校や家庭、地域等が一体で子どもを育むための拠り所となる、「(仮称)宮っ子の誓い」を制定し、普及・啓発する必要がある。

### 2 制定方針

#### (1) 方針

- ・子どもが理解しやすく、自らが主体的に取り組めるもの
- ・子どもが未来に夢や希望をもつことができるもの
- ・大人と子どもが共に実践できるもの
- ・他人や自然、社会など、他とのかかわりを十分盛り込んだもの
- ・幼児期から青年初期までの幅広い年代の子どもたちが、自らの行動を深く考えられるもの
- ・本市の歴史や地域性などに基づき、宇都宮市民としての誇りをもてるもの

#### (2) 内容

- ・あいさつなど心を通わせる力（他への思いやり）
- ・ルールやマナーの定着（社会のきまりを守る心）
- ・地域を愛する心（他への思いやり）
- ・目標実現に向けて粘り強く取り組む姿勢（がまんする心）

#### (3) 形式

- ・趣旨や地域の特色などを説明する前文の設置
- ・市民が記憶に残る3～5つ程度の項目設定

### 3 名称

「宮っ子の誓い」がふさわしい。

## 宮っ子の誓い

わたしたちは、北関東の真ん中にふんばる「宇都宮っ子」、  
ともに輝く未来に向かって進みます。

- 1 「宮っ子」は、きまりを守る素直な心持っています。
- 2 「宮っ子」は、よわい人をいたわる心持っています。
- 3 「宮っ子」は、美しいものを愛する心持っています。
- 4 「宮っ子」は、夢を抱いてやりぬく心持っています。

## 「宮っ子の誓い」にこめた内容

わたしたちは、北関東の真ん中にふんばる「宇都宮っ子」、  
ともに輝く未来に向かって進みます。

- ・ 宇都宮市が北関東の歴史や文化をリードする中心的役割や地域性を「北関東の真ん中」と位置づけ、宮っ子に身に付けて欲しい力である「たくましさ」「粘り強さ」「がまん」を「ふんばる」と表現した。
- ・ 人との関わりを大切にしながら、みんなで未来を築いていくというねらいから、「ともに」と表現した。

### 1 「宮っ子」は、きまりを守る素直な心持っています。

- ・ 自分だけではなく、すべての人が気持ちよく生活するため、率先したあいさつや約束を守るなど社会のルール・マナーを守る。

### 2 「宮っ子」は、よわい人をいたわる心持っています。

- ・ お年寄りや障がいを持つ人など、すべての人を思いやり行動する。
- ・ 自分をはじめ、命あるものをいつくしむ。

### 3 「宮っ子」は、美しいものを愛する心持っています。

- ・ 本物を見抜く力を育む。
- ・ 自然環境や芸術を愛する豊かな心を育む。

### 4 「宮っ子」は、夢を抱いてやりぬく心持っています。

- ・ ころざしを高く持って、それを実現するため、粘り強く最後まで取り組む。

※ これからの社会を「心豊かでたくましく」生き抜くために、特に重要な社会的資質である「社会のきまりを守る心」、「他への思いやり」が行動に結びつくようにするため、先に表現した。

※ 個人的資質を伸ばすために必要な「がまんする力」を最後に表現した。

※ 子ども自身の自覚を促すため、語尾を「～持っています。」と表現した。

## 5 「宮っ子の誓い」の推進

### (1) 推進方策

市民の具体的な行動を促すため、市民団体等とのパートナーシップのもと、あらゆる機会を捉えて、「宮っ子の誓い」の周知・活用を図る。

#### ① 周知事業

##### ア 宮っ子カードやパンフレット等の配布

宮っ子カードやパンフレットの配布、市民が手にする広報紙や学校の配布書類、成人式のしおりなどに、誓いを記載するなどして周知を図る。

また、カード等を利用し、学校や地域行事の際に唱和し、広く子どもやそれを取り巻く大人への周知を図る。

##### イ 学校や公共施設などへの掲示

子どもをはじめとした市民全体が日常生活の中で意識できるよう、学校や公共施設など身の回りに掲示する必要がある。

##### ウ 宮っ子フォーラムなどの開催

子どもの行動規範であり、学校や家庭、地域などが一体で子どもを育む拠り所となる「宮っ子の誓い」推進の趣旨を市民により深く理解してもらい、具体的な行動につなげることが重要であるため、フォーラムなどを開催する。

#### ② 活用事業

##### ア 各種団体の活動

地域や市民が主体的に子どもを育成することが重要であるため、各団体で行っている青少年育成活動などにおいて推進することが必要である。

##### イ 宇都宮城址公園の土塁内活用

土塁内の空間において、宇都宮市の歴史の学習と併せ、「宮っ子の誓い」を利用した教育や展示を行うことも考えられる。

##### ウ 宮っ子の誓い推進リーダーの任命

「宮っ子の誓い推進リーダー」を任命するなど、子ども自身が「宮っ子の誓い」を理解し推進できるようにする。

## 6 取組経過

平成19年8月30日「第1回（仮称）宮っ子の誓い制定懇談会」

・ 制定の趣旨、子どもを取り巻く現状について協議

10月 3日「第2回（仮称）宮っ子の誓い制定懇談会」

- ・制定方針について協議

10月16日「第1回 起草委員会」

①制定方針に基づき、形式等について協議

- ・子どもが唱和できるよう分かりやすくリズムがつけられるものとする。
- ・本市の歴史や地域性などを前文で表現する。
- ・子どもへの押し付けにならないよう語尾の表現を工夫する。

②具体的な文案の検討を行い、5試案を作成

24日「第2回 起草委員会」

①5つ試案をもとに、草案を検討

- ・文案の検討の中で、子どもの誓うことや本文の主語が「宮っ子」であることから、名称については「宮っ子の誓い」で意見が一致した。

②推進方策の検討

11月 1日「第3回 起草委員会」

①草案を決定

②推進方策の検討